

**官報検索サービス（破産・民事再生・失踪・会社更生・会
社整理・特別清算）のライセンス購入
調達仕様書**

令和 7 年 11 月

独立行政法人農林漁業信用基金

目次

1	調達案件の概要.....	3
	（１） 調達件名	3
	（２） 調達の背景と目的.....	3
	（３） 納期	3
2	調達物品等の内容	3
	（１） ライセンス.....	3
3	納品方法	4
	（１） 納品場所	4
	（２） 納品方法	4
4	信用基金から提供される情報を扱う場合の遵守事項.....	4
	（１） 機密保持、資料の取扱い	4
	（２） 個人情報の取り扱い.....	4
	（３） 法令等の遵守.....	5
5	その他特記事項.....	6

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

官報検索サービス（破産・民事再生・失踪・会社更生・会社整理・特別清算）のライセンス購入

(2) 調達の背景と目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）では、債権管理業務にあたり、官報破産者情報の確認を行う場合があるため、当該情報の検索が可能な検索サービスのライセンス購入を行うもの。

(3) 納期

令和7年12月1日

2 調達物品等の内容

(1) ライセンス

購入を予定しているサービスの詳細については、以下の通り。

① 数量

1 ライセンス

② 利用予定者数

5 名（同時利用は行わない）

③ ライセンス契約期間

1 年間

④ 1 年あたりの検索件数

100 件

⑤ データ提供可能期間

少なくとも過去 10 年～現在まで

⑥ 検索機能

- ・ 破産、民事再生、失踪、会社更生、会社整理、特別清算に係る情報の検索が可能であること。
- ・ 名前（法人名）について、漢字及びフリガナ検索が可能であること。
- ・ 都道府県、住所、事件種別、官報掲載日について、検索条件に設定可能であること。
- ・ 検索結果にて、官報の掲載位置が確認可能であること。

⑦ その他

- ・ Microsoft Windows 11 Pro (64bit 及び 32bit) 上で動作すること。
- ・ WEB 経由での検索が可能であり、Microsoft edge または Google chrome に対応していること。

3 納品方法

(1) 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引き渡しを行うこと。ただし、信用基金の事務所移転等により、信用基金が納品場所を別途指示する場合はこの限りではなく、信用基金が指示する納品場所に従うこと。

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28 階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課

03-3434-7815（直通）

(2) 納品方法

- ・ 信用基金が別途指定する納品方式で納品すること。
- ・ ソフトウェアライセンスを納品する場合、ライセンス証書等の購入をしたことを証明しうる証憑の納入を行うこと。

4 信用基金から提供される情報を扱う場合の遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

- ア ライセンス提供業務（以下「業務」という）以外の目的で利用しないこと。
- イ 業務上で知得した情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ウ 業務上で知得した情報の取扱いに当たっては適切な安全管理措置を行うこと。
- エ 受注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合のみならず、想定される場合に直ちに報告する義務や、受注者の責に起因するセキュリティインシデントでの損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

(2) 個人情報の取り扱い

- ア 生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は個人情報として取り扱うこと。
- イ 本件業務の遂行に際して個人情報等を取得し取り扱う場合、本件業務のために定めら

れた利用目的外の利用を厳に慎み、本件業務のために供する個人情報等は他の個人情報等と分別して保管し、信用基金と協議のうえで書面により定めた環境下で所定の仕様に依拠して遂行すること。また、本業務を遂行する業務従事者にあってもこれを実効あらしめるものとするため、必要な管理監督および教育を行うこと。

- ウ 個人情報等を本件業務のために定められた利用目的外で複製する際には、事前に信用基金の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- エ 個人情報等の取扱いに際して、その本人によるデータの入力、本人による情報システムの利用に伴うデータの生成、その他本人による関与を通じてデータ処理が行われる場合には、その処理の記録（システム上のログによるもの等）を残すこと。
- オ 信用基金による法令上の請求への対応のために必要な個人情報等の抽出、変更、削除その他合理的な協力を行い、これを可能とする体制および仕様を維持すること。
- カ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合を含め直接雇用していない第三者の使用人等に業務従事させる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、信用基金の了承を得たうえで実施すること。
- キ 信用基金が必要と認めた場合であってその態様が受注者の業務その他の営業を著しく妨げるものでないとき、信用基金又はこれが指定した者による個人情報等の取扱いの状況および管理体制の監査を受け入れ、合理的に必要と認められる資料の提出を行うこと。
- ク 受注者は、本業務を履行するうえで個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ケ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

以下の規程等に準拠し、作業を実施するものとする。なお、これらは作業実施根拠であるため、改編がある場合は、最新の規程等を遵守するものとする。

- ア 「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」（以下「情報セキュリティ規程」という。）の最新版を遵守すること。なお、情報セキュリティ規程は非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。情報セキュリティ規程の開示については、契約締結後、受注者が信用基金に

〔別紙 誓約書〕にて守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

- イ 受注者は、受注業務の実施において、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）並びに個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）等、デジタル庁に適用される法令等を遵守し履行すること。なお、受注者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）における個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（第 4 章）もあわせて遵守し履行すること。
- ウ 受注者はイのほか、民法、刑法、著作権法、労働関係法令等を遵守すること。

5 その他特記事項

本仕様書に定めていない事項または解釈上生じた疑義については、そのつど協議して処理するものとする。

以 上

誓 約 書

私及び弊社は、「官報検索サービス（破産・民事再生・失踪・会社更生・会社整理・特別清算）のライセンス購入」に係る業務（以下、業務という）に関して独立行政法人農林漁業信用基金より提供される資料について、次の事項を遵守し情報を適切に取り扱うとともに、目的以外での使用又は第三者に開示若しくは漏洩させないことを誓約します。

記

- 1 提供される資料の情報は、当該業務のためのみに使用します。
- 2 提供される資料は、その写しを取りません。
- 3 提供される資料を関係者以外に提供しません。
- 4 提供される資料が関係者以外に漏れることがないように管理及び保持をします。
- 5 業務に関わる者のみで提供される資料を共有しますが、署名に記した事業場（関連事業場等は含まれません。）以外の者とは共有しません。
- 6 提供される資料の情報を記した記録物を作成した場合は、業務終了後、速やかに情報が漏れることがないように適切に廃棄します。
- 7 提供される資料の情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作等をなしたときは、遅滞なく貴課に通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとします。
- 8 上記事項は、機密情報が公知されない限り有効に存続するものとし、これらに違反して、目的以外に使用又は第三者に開示、若しくは漏洩させた場合は、私及び弊社が共同して法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴課が被った一切の損害を賠償します。

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

年 月 日

（所属事業場等名称）

（使用者の所属部署）

（事業場等の所在地）

（連絡先電話番号）

（氏 名）

印

印

印

※ 上記内容に同意の上、署名、捺印をお願いいたします。

なお、氏名は、自署又は記名の上、押印して下さい。また、使用者が複数の場合は、連記して下さい。